



# 3/15 期限 確定申告

## 早めに準備しましょう

今年も確定申告の時期が近づいてきました。確定申告は、昨年1年間にあった所得について最終的な報告をすることで、正しく課税し納税するための大切な手続きです。申告の必要がある方は、忘れずに期限内に申告しましょう。

町は、申告会場への来場が不要なe-Taxや郵送による申告を勧めています。申告方法の詳細は、9ページをご覧ください。

### 住民税申告者などを対象に申告会場を開設

盛岡税務署は、e-Taxや郵送で確定申告できない方向けに令和6年2月16日から3月15日までの平日に、確定申告書作成会場をアイーナ(盛岡駅西口)に開設します。これに伴い町は、アイーナ会場に行くことができない方やe-Tax、郵送を利用できない方のうち、申告内容が複雑でない方や住民税の申告をする方を対象に2月16日から、確定申告書作成会場を11ヶ所とおり開設しますのでご利用ください。

過去に、アイーナ会場や役場会場で申告した方は「利用者識別番号」の確認などに申告書などの控えや税務署から送付されたはがきを使用しますので、お持ちください。

### 1月31日～2月6日 収支内訳書作成相談会

町の会場で所得税の確定申告書を作成する白色申告の方、住民税の申告をする方で事業所得(営業・農業等)や不動産所得を有する方を対象に、収支内訳書作成相談会

を1月31日から2月6日まで開催します(この会場で確定申告書は受け付けません)。

左ページの日程表をご確認の上、過去2～3年分の収支内訳書の控え(控えがないと減価償却費の計算が行えません)、収支計算に必要な帳簿や伝票など収入支出の分かる関係書類や筆記用具、計算機などをお持ちください(帳簿や伝票は収入と経費の科目ごとに分けるなど、事前に分類してください)。なお、青色申告の決算書の作成相談は対象外です。

### 申告にあたってのその他の注意点

- 申告にあたっては、10ページの内容をご確認の上、次の点についてもご協力をお願いします。
- 複雑な内容のため、収支内訳書や申告書の作成が難しい方は税理士へ相談しましょう。
- 申告は定められた書面で行うことにより有効となります。電話や手紙などによる申し出では、申告を行ったことになりません。
- 收受印が必要な方は税務署職員がいる会場での申告をお願いします(役場会場は対応不可)。
- 役場会場で確定申告した場合、受付日時が入力されている送信票は申告の翌日以降にお渡しできませんので、事前にご連絡ください。

### アイーナ会場で申告が必要な場合

- 次に該当する場合は盛岡税務署申告書作成会場(アイーナ)で申告してください。
- 住宅ローン控除(住宅借入金等特別控除)を受ける場合で、初めて申告するとき
  - 株式、先物取引、土地や家屋、山林などの譲渡所得があるとき
  - 外国税額控除を受ける場合
  - 死亡保険金を受け取った、資産を相続したなど、相続に関わる収入がある場合
  - 雑損控除を受ける場合
  - 災害で資産に損害を受けた場合
- その他、雑損控除などが受けられる場合があります。事前に盛岡税務署に相談の上、申告してください。



## e-Tax による電子申告

- ◆利用可能時間  
1月4日(木)午前8時30分～3月15日(金)  
※24時間利用できます(メンテナンス時間を除く)。
- ◆利用方法  
1. マイナンバーカード方式  
準備するもの：①マイナンバーカード(電子証明書が格納されているもの)、②インターネットに接続されているパソコン+ICカードリーダー(家電量販店などで購入可能)、またはマイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォンなど  
※マイナンバーカードは申請から交付まで1カ月程度かかります。カードの取得方法は、役場町民環境課戸籍窓口係(☎611-2502)へ。
- 2. ID・パスワード方式  
マイナンバーカードやICカードリーダーをお持ちでない方も、IDとパスワードを使いパソコン、スマートフォン、タブレット端末などで電子申告ができます。  
IDとパスワードは、税務署で本人確認を行った後、発行されます。発行を希望する方は、①運転免許証やマイナンバーカードなど写真付身分証明書、②利用者識別番号をすでにお持ちの方は申告書の控え、または税務署から送付された確定申告のお知らせはがきなどを持参して、盛岡税務署でお手続きください。  
※役場では発行ができませんので、ご注意ください。
- ◆問い合わせ  
詳しくは、盛岡税務署(☎622-6141)に問い合わせるか、国税庁e-Taxホームページをご覧ください。

## 郵送による申告

- ◆申告書の作成  
ご自宅などのパソコンから、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し印刷してください。または、税務署や役場税務課窓口(2-1 窓口)で配布している確定申告書様式により作成してください(確定申告関係用紙は、1月末から設置予定です)。
- ◆提出方法  
仙台国税局業務センター盛岡分室(〒020-8504 盛岡市本町通3-8-37 盛岡税務署内)宛てに必要な料金分の切手を貼り郵便により提出、または2月16日(金)～3月15日(金)に役場4階に設置の「提出ボックス」へ投函してください。

## 住民税申告も郵送で行えます

住民税申告が必要な方で、ご自分で申告書を作成し郵送で提出したい場合は、申告書用紙を送付します。役場税務課賦課係(☎611-2522)までお問い合わせください。

## 申告書にマイナンバーの記載が必要です!

所得税および復興特別所得税の確定申告書などの各種申告書や法定調書などは、**①マイナンバーの記載、②本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。**  
なお、本人確認書類は、①マイナンバーカード、②マイナンバーカードをお持ちでない方は番号確認書類と運転免許証など本人確認ができるもの、となります。  
**<役場やアイーナで申告する場合>**  
申告する方の「マイナンバーカード」、または「番号確認書類+運転免許証など」をお持ちください(代理の場合は写し)。  
**<申告書を郵送する場合や、役場の提出ボックスに投函する場合>**  
申告する方の「マイナンバーカードの写し」、または「番号確認書類の写し+運転免許証などの写し」を忘れずに同封してください。

## ◎事業所得(営業・農業等)、不動産所得のある方

# 収支内訳書作成相談会

◎会場：役場4階大会議室

## ※確定申告は受け付けしません

|         | 午前の部<br>9時～11時                  | 午後の部<br>1時～3時   |
|---------|---------------------------------|-----------------|
| 1/31(水) | 広宮沢1～2区・流通センター<br>新田1～2区・矢巾1～3区 | 城内・煙山<br>南煙山・下北 |
| 2/1(木)  | 上赤林・下赤林・矢次                      | 南矢幅1～7区・南昌      |
| 2/2(金)  | 西徳田1～2区<br>東徳田1～2区              | 間野々・土橋・北郡山      |
| 2/5(月)  | 高田1～3区・藤沢                       | 舘前・和味・室岡        |
| 2/6(火)  | 岩清水・太田                          | 桜屋・白沢           |

# 確定申告書作成会場開設日

◎会場：役場4階大会議室

|      |     | 午前の部<br>8時30分～11時 | 午後の部<br>1時～3時30分 |
|------|-----|-------------------|------------------|
| 2/16 | (金) | 白 沢               | 白沢・桜屋            |
| 2/19 | (月) | 太 田               | 太田・岩清水           |
| 2/20 | (火) | 室 岡               | 室岡・館前            |
| 2/21 | (水) | 和 味               | 南矢幅3区            |
| 2/22 | (木) | 南矢幅4区             | 南矢幅4区・6区         |
| 2/26 | (月) | 南矢幅2区             | 下 北              |
| 2/27 | (火) | 矢巾2区              | 煙山・下赤林           |
| 2/28 | (水) | 矢巾1区              | 広宮沢1区・城内         |
| 2/29 | (木) | 新田1区・2区           |                  |
| 3/1  | (金) | 南煙山               | 広宮沢2区・南矢幅7区      |
| 3/4  | (月) | 南 昌               | 矢 次              |
| 3/5  | (火) | 上赤林・南矢幅5区         | 流通センター           |
| 3/6  | (水) | 土 橋               | 南矢幅1区            |
| 3/7  | (木) | 間野々               | 矢巾3区             |
| 3/8  | (金) | 西徳田2区             | 東徳田1区            |
| 3/11 | (月) | 西徳田1区             | 東徳田2区            |
| 3/12 | (火) | 藤 沢               |                  |
| 3/13 | (水) | 高田3区              | 北郡山              |
| 3/14 | (木) | 高田2区              | 高田1区             |
| 3/15 | (金) | 高田1区              |                  |

◆所得税の申告をする方で平日の来場が困難な方は  
2月25日(日)にアイーナ会場をご利用ください。

## 申告書作成 アイーナ会場

入場には「入場整理券」が必要です。会場当日配付しますが、状況によって後日の来場をお願いすることがあります。なお、LINE (QR) で事前発行できますので、ご利用ください。※盛岡税務署に作成会場はありません。

◆開設場所 盛岡駅西口アイーナ (7階)  
◆開設日時 平日2月16日(金)～3月15日(金)午前9時～午後4時  
※2月25日(日)は開設  
◆持ち物 申告に必要な各種書類、スマートフォン (タブレット端末も可)、マイナンバーカード



### 「障害者控除対象者認定書」 おむつ代医療費控除「確認書」 の発行について

#### ①「障害者控除対象者認定書」 の発行

障害者手帳を持っていないくても、介護保険の要介護認定を受けていて一定の基準に該当する方は、申請により町発行の「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることができます(基準について詳しくはお問い合わせください)。

#### ②おむつ代の医療費控除 「確認書」の発行

(1)～(3)の要件をすべて満たす方は、申請により、医師の発行する「おむつ使用証明書」の代わりに提出できる、町の「確認書」の交付を受けることができます。

- おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降
- 要介護認定を受けている
- 要介護認定の際に使用した主治医の意見書により、寝たきり状態で尿失禁の可能性があること認められている

#### ①・②の発行・問い合わせ

介護保険被保険者証をお持ちの上、役場健康長寿課長寿支援係(さわやかハウス内 ☎611-2833)でお手続きください。

◆確定申告とは？  
所得税の確定申告とは、毎年1月1日から12月31日までに得たすべての所得と、それに対する税額を計算して翌年3月15日までに所轄の税務署に申告することです。

また、あらかじめ所得税を源泉徴収という形で納めている場合や、予定納税という形で前払いしている場合もありますので、確定申告には所得税の精算手続きという意味合いもありません。

町で受け付ける確定申告は「所得税の還付申告」、「所得税を納める申告」、「住民税の申告」に大きく分けられます。

「所得税の還付申告」については確定申告の義務はありませんが「所得税を納める申告」は必ず確定申告をする必要があります。申告をしない場合、期限を過ぎて申告をすると、延滞税や加算税が科せられます。

また「住民税の申告」をしないと、所得課税証明が発行できないほか、国民健康保険税の軽減や各種の減免、給付金などが受けられないなどの不利益があります。必ず期限内に、正しく申告をしましょう。

◆確定申告が必要な方は？  
次の事項に該当する方は、所得税の確定申告が必要です。

- 事業所得(営業・農業など)や、不動産所得がある方
- 給与所得があり、次の事項に該当する方
  - 給与収入金額が2千万円を超える
  - 給与のほかに収入がある

(c)給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をしていない給与がある

(d)年の途中で退職したなどの理由で年末調整をしていない

③公的年金等の収入のほかに所得がある方  
※公的年金等の収入が400万円以下でその他の所得が20万円以下の方は、所得税の確定申告を要さないこととされていますが、住民税の申告が必要となる場合があります。

また、源泉所得税の還付を受ける場合なども、申告が必要です。詳しくは、申告会場でお問い合わせください。

④雑所得(個人年金や報酬など)や一時所得(満期保険金や満期払戻金など)、配当所得などの収入がある方

⑤土地や建物、山林、株などの譲渡による所得がある方

⑥住宅ローン控除(住宅借入金等特別控除)を初めて申告する方

⑦医療費控除などを申告する方

⑧障害年金や遺族年金など非課税の所得のみの方

⑨自分自身には全く収入が無く、他者からの援助で生活をしていて、誰の被扶養者にもなっていない方

⑩町外に住んでいる方の被扶養者

◆確定申告が不要な方は？  
①勤め先で年末調整済みで、確定申告による控除などが不要の方

②年末調整済みの会社社員などの被扶養者(専業主婦や扶養家族など)

◆確定申告書はどこに提出するの？

所得税の確定申告書は、盛岡税務署に提出します。

ただし、令和6年1月1日現在で矢巾町に住んでいる方に限り、2月16日から3月15日の間のみ、役場の確定申告書作成会場でも所得税の確定申告書提出できます。期間中の会場は大変混み合いますので、指定の日時への来場にご協力ください。

◆確定申告に必要なものは？  
①所得を証明する書類

- 事業所得(営業・農業等)や不動産所得がある方：収支内訳書とその根拠となる帳簿・売上明細・領収書などの事業の収支を明らかにする書類
- 給与所得、公的年金などの収入、退職所得がある方：源泉徴収票
- 個人年金収入がある方：支払金額・必要経費・源泉徴収税額が分かるお知らせなど
- 原稿料や講演料などを受け取った方：その支払調書など必要経費の領収書
- 満期保険金などを受け取った方：総合課税対象額が記載された支払明細書など
- その他所得が分かる支払明細など

②控除を申告する項目の支払いなどを証明する書類

- 社会保険料(国民年金や任意継続、国保など)の領収書
- 生命保険料、個人年金保険料、地震保険料などの支払証明書
- 障害者控除を申告する場合、障害者手帳や障害者控除対象者認定書

(d)住宅ローン控除(住宅借入金等特別控除)を初めて申告する場合は盛岡税務署申告書作成会場(アイーナ)へ。2年目以降の場合は、令和5年分住宅借入金等特別控除申告書、住宅取得資金に係る年末残高等証明書

(e)医療費控除を申告する場合、「医療費の明細書」の提出が必要となります。領収書の提出では受け付けできません。支払いと給付の領収書を集計のうえ、明細書を作成し持参してください。また、セルフメディケーション税制の適用を受ける場合(通常の医療費控除との選択適用)は、「セルフメディケーション税制の明細書」の提出が必要です。令和2年分以前の申告については明細書に加え、「一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類」の提出が必要です。※明細書の用紙は、国税庁ホームページからダウンロードするか、役場1階税務課課係の窓口で取得できます。

(f)寄附金控除を申告する場合、寄附した自治体、団体などから交付を受けた寄附金の受領証など

③はんこ(スタンプ印は不可)

④申告者名義の金融機関の通帳と通帳印

⑤税務署から送付された申告書や所得計算用紙、はがきなど

⑥過去2～3年の間に申告した方は、その収支内訳書と申告書の控え

⑦申告者のマイナンバーカードまたは個人番号確認書類および本人確認書類(詳細は9ページ)